# 法律と会計・税務の交錯 第2回

# 民法上の遺産分割と相続税計算における財産評価方法等の違い

#### 1 はじめに

民法上の遺産分割においても、相続税の計算においても、遺産となる財産をどのよう に評価するのかが問題になります。いずれも財産の客観的な価値が問題になりますが、 微妙に異なるところがあります。

## 2 両者の違い

まず、相続税の計算においては、相続開始時の「時価」が基準になります(相続税法22条)。この「時価」は、客観的交換価値のことであると解されていますが、課税実務においては、「財産評価基本通達」が土地、家屋、動産、無体財産権、株式、公社債等について詳細な評価方法を定めており、特別な事情がない限り、この通達によって評価されます。そして、この通達は、基本的に、財産を本当の時価よりもやや低額に評価する傾向があります(土地について路線価は公示価格の約8割とされる等。「評価の安全性を考慮している」などと言われます。)。裁判所としても、理論上は法律ではない通達には拘束されませんが、いわば全国一律のルールとして、この通達の適用を認めるのが一般的傾向です。

一方で、遺産分割においては、財産の評価は、当事者の合意があればそれに従いますが、合意ができず、裁判所の審判によって分割されるときには、相続開始時ではなく、遺産分割時において行うのが実務です(名古屋高裁昭和 47 年 6 月 29 日決定、札幌高裁昭和 39 年 11 月 21 日決定。ただし、寄与分や特別受益については相続開始時とするのが通常。)。また、評価方法も、上記財産評価基本通達を用いることもありますが、そうでない場合もあります。

### 3 違いが生じる理由

なぜ、以上のような違いが生じるのでしょうか。一言で言えば、相続税を課するための評価(国VS私人)と、相続人間の公平のための評価(私人VS私人)という、視点が異なるからです。

まず、評価時点については、相続税は、あくまでも、人の死亡によって財産が移転する機会にその財産に対して課せられる租税であるので、原理上、相続開始後の値上がり、値下がりを考慮するという発想がありません。相続開始後の値上がり等については、相続税ではなく、取得者個人の所得税の課税対象です(なお、相続開始前の含み益については、限定承認の場合を除き、相続時には所得税課税されず、相続開始後に資産を譲渡した際に、一定の条件のもと相続税の一部を取得費に加算した上で所得税課税されます。所得税法 59 条、60 条、租税特別措置法 39 条。)。これに対し、遺産分割の場面で

は、財産を相続人間でどのように分けるのが公平か、という視点が前面に出てきますので、実際に遺産分割時までに価格が変動していれば、それを考慮するべきである、ということになります。

次に、評価方法については、相続税の計算では、どのような被相続人の相続であっても、可能な限り一律のルール(評価方法)が適用されるのが課税の公平であり、税務執行としても便宜である、という視点があります(もっと言えば、多少の個別差異は捨象・無視する、その代りに評価はやや低額にして税金の取り過ぎにならないようにする、ということです。)。これに対し、遺産分割においては、具体的な私人間で、具体的な財産をどのように評価するかが問題になるので、全国一律のルールというよりも、可能な限り財産の実態に即した評価が妥当とされるのです。

## 4 両者の調整

なお、以上の違いがあることから、たとえば代償分割(ある相続人が現物を取得する代りに他の相続人に対して債務を負担する方法による遺産分割)の場合に、これを相続税の計算上調整する通達があります(相続税法基本通達 11 の 2-10)。すなわち、共同相続人甲、乙(法定相続分 2 分の 1 ずつ)がおり、相続開始時に 2 億円の株式があったとして、遺産分割までに 3 億円に値上がりしていたところ、甲がこの株式を取得し、乙に対して法定相続分相当額という趣旨で 1.5 億円を支払うという代償分割の場合に、相続税の計算上、甲の取得した財産を 0.5 億円(2 億円-1.5 億円)、乙の取得した財産を 1.5 億円として、税額計算するのは合理的とは言えません。そこで、上記通達により、課税実務上、乙の課税価格の計算上、1.5 億円は、次の計算式により 1 億円と評価し、甲の課税価格は、2 億円-1 億円=1 億円とすることが認められています(東京高裁平成 17 年 2 月 10 日判決もこの通達の取扱いと整合的です)。

(相続税基本通達 11 の 2-10 の計算式)

 $A \times C / B = 1$ . 5 億円×2 億円/3 億円=1 億円

A:代償債務の額=1.5億円

B:代償債務の額の決定の基となった代償分割の対象となった財産の代償分割の時における価額=3億円

C:代償分割の対象となった財産の相続開始の時における価額(財産評価基本通達の定めにより評価した価額をいう。)=2億円

### 5 まとめ

以上のように、民法上の遺産分割と相続税計算では財産評価方法等に違いがあります。前者が問題になるのは相続人間で実際に分割をするときですが、他の相続人から相続税申告の評価をベースにした分割案を提示された場合には、値上がり、値下がりしている財産がないか等を注意してもよいでしょう。特に、近時のアベノミクス効果によって資産が大幅に値上がりしている際には、上記4の通達の適用も含めて検討すべき場面があると思われます。